

日本リウマチ学会専門医資格維持申請手続き（2026年度更新対象者）

2026年度日本リウマチ学会専門医資格維持申請手続きにつきまして、下記のとおりご案内申し上げます。内容をご確認のうえ、期限までにお手続きくださいますようお願いいたします。

1. 提出書類

本会ウェブサイト(<https://www.ryumachi-jp.com/member/specialist/senmoni/>)をご確認ください。

更新書類一式は下記「専門医更新者」の表示からダウンロード



提出期限：2026年11月末日（消印有効）

提出書類一覧

(1) 【資格維持申請書】※必須

関連基本領域学会記入欄には基本領域学会の専門医・認定医の取得年月日をご記載ください。

※日本内科学会、日本整形外科学会、日本小児科学会、日本皮膚科学会、日本リハビリテーション医学会等

(2) 【専門医手帳】※必須（専門医手帳で管理されている方）

参加証、取得単位証明書等（コピー可）を添付した自己管理分をご提出ください。

※認定開始年 2022年3月1日～2027年2月28日までに取得された単位

※紛失された場合には参加証・取得単位証明書等をクリアファイル等でまとめてご送付ください。

専門医手帳の再発行手続は不要です。

※手帳に添付する各種証明書類につきましては専門医手帳の各項目の（注）をご参照ください。

※専門医手帳に証明印がある場合は証明書の添付は不要です。

(3) 【取得単位一覧表】※必須（アプリで管理されている方）

アプリ（単位管理システム）で管理をされている単位がある場合は一覧表を必ず出力し、ご提出ください。

※一覧表の出力方法については、以下、本会ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.ryumachi-jp.com/member/jcr-appli/>

(4) 【専門医手帳】と【取得単位一覧表】**※必須（専門医手帳とアプリで管理されている方）**

*アプリ（単位管理システム）で単位が承認され、専門医手帳にも同じ研修会等の証明印がある場合、2重申請となりますので手帳の該当押印箇所を二重線で削除してからご提出ください。

(5) 【提出症例のまとめ（2部）】**※必須**

原本とコピーの合計2部をA4用紙で出力してください。

*報告書の症例数と記載した症例数が一致しているかご確認ください。

(6) 【症例報告書（2部）】**※必須**

原本とコピーの合計2部をA4用紙で出力してください。

*症例報告書に記入漏れがないかご確認の上ご送付ください。

(7) 【証明書類】

延長申請を希望される場合のみご用意ください。

◇申請書送付先

〒105-0013

東京都港区浜松町 2-9-6 浜松町エムプレスビル 3 階

一般社団法人 日本リウマチ学会 専門医資格認定委員会 宛

表面に「専門医資格維持申請書 在中」とご記載のうえ、ご送付ください。

● 保留、延長、辞退の申請の場合、**資格維持申請書のみ、締切まで**にご送付ください。

その場合、専門医手帳、取得単位一覧、症例報告書の提出は不要です。

● 単位の取得が困難な場合は単位不足の旨ご記載の上、既に取得されている単位証明書類（参加証等）を締切までにご提出いただき、2027 年 2 月中旬までに追加の証明書をご送付ください。

● 単位について

✓ 2015 年度より必須研修項目の単位が必要となっています。詳細は専門医資格維持施行細則^{*1}をご参照ください。

✓ 関連学会の学術集会への出席単位（3 単位/回）は本会のみ認められます（地方会は不可）。

※ただし、日本整形外科学会基礎学術集会、日本リハビリテーション医学会春・秋学術集会、日本アレルギー学会春・秋学術集会は可

2. 症例報告書

● 「リウマチ専門医症例報告書（提出症例のまとめ）」・「症例報告書」データについて

✓ 本会ウェブサイト ([https://www.ryumachi-jp.com/download/1.専門医更新\(単位／症例\).zip](https://www.ryumachi-jp.com/download/1.専門医更新(単位／症例).zip)) よりダウンロードし、ご作成ください。下記の QR コードからもアクセス可能です

✓ 「提出症例のまとめ」と「症例報告書」は**必ず2部（原本・コピー）**ご送付いただきますよう、お願い申し上げます。



● 記入方法・詳細について

- ✓ 記入方法については「症例報告書記入方法について*2」をご参照ください。
- ✓ 「症例報告書のまとめ方*3」をご参照の上、ホッチキス止めをしてご提出ください。
- ✓ 必須症例「関節リウマチ/若年性特発性関節炎以外の全身性結合組織病（膠原病）を含むリウマチ性疾患症例」「リウマチ性疾患治療薬のリスクマネージメントを経験した症例」「整形外科的コンサルテーション、リハビリテーション、生活指導、周産期、移行期医療、在宅ケア」については、「専門医資格維持施行細則*1」「診療実績*4」をご参照ください。
- ✓ 日本小児科学会小児科専門医の資格を有する場合、日本リウマチ学会専門医の資格維持の申請を行う時の特例を次のように定めています。

【専門医制度規則の適用の特例を定める規則】

資格維持の申請においては、専門医資格維持施行細則*1「専門医の資格維持及び更新」及び「診療実績」の「リウマチ性疾患」は、10 症例以上（関節リウマチ／若年性特発性関節炎の症例 5 症例以上含み、3 例以上はメトトレキサートで治療した症例）とする。

※小児科専門医の資格を取得している方が成人発症症例の症例報告書を提出する場合、割合を小児発症症例 1 に対して成人発症症例は 0.5 とします。

（成人発症症例 2 例で小児症例 1 症例分とします）

※よくある質問について、以下本会ウェブサイトに掲載していますのでご参照ください。

<https://www.ryumachi-jp.com/member/specialist/.qa2/>

症例報告書免除について

2018 年 4 月の本会総会において、「連続して 3 回以上更新を経たリウマチ専門医は、申請により承認されれば本学会が定める診療実績の証明を更新要件から免除される」と承認されました。今回の分を含めて 3 回以上更新された方は次回更新から更新要件から免除されます。

※本更新では提出必須です。

3. 更新料

更新料は振込用紙でお支払いください。（専門医更新料：1 万円）

※お支払後の振込用紙控えの提出は不要です。

※保留、延長、辞退の場合は、更新料のお支払いは不要です。

4. 専門医の更新保留・延長・辞退について

※指導医資格をお持ちの場合、専門医を保留/延長/辞退すると指導医も保留/延長/辞退となります。

● 保留

認定を受けてから有効期間経過後も取得した単位数が所定の 50 単位に満たない場合、保留申請が可能です。扱いは次のとおりです。

- 1) 認定更新の保留を申し出た場合、翌年度に再申請することができる。
- 2) 保留期間は 1 年とし、保留期間中は専門医を呼称することはできない。
- 3) 保留期間の 1 年が経過後、なお 50 単位が取得できない場合は専門医の資格を喪失する。

資格喪失後に再度専門医になるためには、専門医資格認定試験を改めて受験し合格しなければならない。

● 延長

大学院進学、海外留学または病気、出産、育児および介護等で単位の履修ができない特別な事情がある場合は、それを証明する書面を添えて認定更新の有効期間の延長を申請することができます。延長期間は最長 5 年までです。(認められた場合、この間は「専門医」を呼称できます)

● 申請方法

- ・保留の場合・・・申請書の「保留する」に○をして 11 月末日までにご提出ください。
- ・延長の場合・・・申請書の「延長する」に○をして「理由」と「希望する延長期間」を記入し証明書類を添えて 11 月末日までにご提出ください。

《証明書類》出産・育児：母子手帳、マイナンバーカード（表面）の写し

留学：留学証明書（留学期間が明記されているもの）

※留学届を提出済の場合は提出不要です

病気：診断書

- ・辞退の場合・・・申請書の「更新しない」に○をして 11 月末日までにご提出ください。

5. 認定証

2027 年 3 月中に送付予定です。専門医手帳の発行・送付はありません。

ご希望される場合には、別途事務局までお知らせください。

6. 認定日

2025 年度認定者から順次 4 月 1 日といたします。

詳細は、専門医資格維持施行細則*1 をご確認ください。

【お問い合わせ】

一般社団法人 日本リウマチ学会

E-mail : gakkaim@ryumachi-jp.com